

## 水産資源保護法に基づく保護水面について

## 1. 保護水面の定義

「保護水面」とは、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であつて、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域をいう。(水産資源保護法第14条)

## 2. 保護水面の指定基準

保護水面は、次の各号のいずれかに該当する水面でなければならない。

一 次に掲げる基準をすべて満たす水面

イ 現に水産動植物が、著しく繁殖しているか又は適当な保護培養方法を講ずることにより水産動植物の繁殖を著しく促進できることが確実な水面

ロ 当該水面における水産動植物を保護培養することにより他の水面における当該水産動植物の増殖に貢献することが確実な水面

二 資源状態の著しく悪化している水産動植物が生息又は生育しており、適当な保護培養方法を講ずることにより当該水産動植物の繁殖を維持又は促進できることが確実な水面

(昭和28年3月2日農林省告示第94号、最終改正：平成5年4月8日農林水産省告示第322号)

## 3. 国のあてはめ水域において指定されている水域の例

河川：鬼怒川 荒川 天竜川 揖斐川 長良川

湖沼：北浦 霞ヶ浦 琵琶湖

海域：瀬戸内海 有明海

(参考)水産資源保護法

(昭和26年12月17日法律第313号)(抜粋)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたつて維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。

(保護水面の定義)

第十四条 この法律において「保護水面」とは、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であつて、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域をいう。

(保護水面の指定)

第十五条 都道府県知事は、水産動植物の保護培養のため必要があると認めるときは、水産政策審議会の意見を聴いて農林水産大臣が定める基準に従つて、保護水面を指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、指定をしようとする保護水面が漁業法第八十四条第一項に規定する海面に属する場合にあつては、当該保護水面につき定められた海区に設置した海区漁業調整委員会の意見を、指定をしようとする保護水面が同法第八条第三項に規定する内水面に属する場合にあつては、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。

4 農林水産大臣は、水産動植物の保護培養のため特に必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基準に従つて、保護水面を指定することができる。

5 農林水産大臣は、前項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、指定をしようとする保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事の意見を聴かななければならない。

6 第三項の規定は、都道府県知事が前項の規定により農林水産大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

7 第一項又は第四項の規定による保護水面の指定は、保護水面の区域の告示をもつてする。

(保護水面の区域の変更等)

第十五条の二 都道府県知事又は農林水産大臣は、保護水面が前条第一項に規定する基準に適合しなくなつたときその他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した保護水面の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2 前条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

(保護水面の管理者)

第十六条 保護水面の管理は、当該保護水面を指定した都道府県知事又は農林水産大臣が行う。

(保護水面の管理計画)

第十七条 都道府県知事又は農林水産大臣は、第十五条第一項又は第四項の規定により保護水面の指定をするときは、当該保護水面の管理計画を定めなければならない。

2 前項の保護水面の管理計画においては、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 増殖すべき水産動植物の種類並びにその増殖の方法及び増殖施設の概要

二 採捕を制限し、又は禁止する水産動植物の種類及びその制限又は禁止の内容

三 制限し、又は禁止する漁具又は漁船及びその制限又は禁止の内容

3 都道府県知事は、その管理する保護水面の管理計画を定め、又は変更しようとするときは、前項各号に掲げる事項について、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 第十五条第三項、第五項及び第六項の規定は、第一項の保護水面の管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

5 農林水産大臣は、水産動植物の保護培養のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、その管理する保護水面の管理計画を変更すべきことを指示することができる。この場合には、第十五条第五項及び第六項の規定を準用する。

(工事の制限等)

第十八条 保護水面の区域(河川、指定土地又は港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項(港湾区域の定義)に規定する港湾区域若しくは同法第五十六条第一項(港湾区域の定めのない港湾)に規定する水域(第五項において「港湾区域」と総称する。)に係る部分を除く。)内において、埋立て若しくはしゅんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を来す工事をしよ

うとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。

- 2 都道府県知事又は農林水産大臣は、前項の許可を受けないでされた工事が当該保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認めるときは、当該工事の施行者に対し、当該工事を変更し、又は当該水面を原状に回復すべきことを命ずることができる。
- 3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、河川若しくは指定土地に関する第一項に掲げる工事をし、若しくはさせようとする場合又はこれらの工事について河川法第二十三条 から第二十七条 まで若しくは第二十九条（河川使用の許可等）の規定による許可若しくは砂防法第四条（指定土地における一定行為の禁止、制限）の規定による制限に係る許可をしようとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。
- 4 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条（採取計画の認可）に規定する河川管理者は、同条 の採取計画又は変更後の採取計画に基づいて行なう工事が第一項 に掲げる工事に該当し、かつ、保護水面の区域内においてされるものである場合において、当該採取計画又は採取計画の変更について同条 又は同法第二十条第一項（変更の認可）の規定による認可をしようとするときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。
- 5 国土交通大臣又は港湾管理者（港湾法第二条第一項（港湾管理者の定義）に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が港湾区域内における第一項 に掲げる工事をしようとする場合又はこれらの工事について港湾管理者が同法第三十七条第一項（港湾区域内の工事の許可）の規定による許可をし、同条第三項（港湾区域内の国等の工事についての特例）の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六条第一項 の規定による許可をし、同条第三項（港湾区域の定のない港湾への準用）の規定による協議に応じ、若しくは港湾管理者が同法第五十八条第二項（公有水面埋立法との関係）の規定により公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事の職権を行おうとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、国土交通大臣、港湾管理者又は都道府県知事は、

政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。

- 6 保護水面の区域内において水産動植物の保護培養のため特に必要があるときは、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣は、政令の定めるところにより、国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者に対し、当該区域内における第一項に掲げる工事又はその工事により施設された工作物に関し必要な勧告をすることができる。